

別表(第11条関係)

事業者が遵守すべき事項	具体的内容
(1) 地元自治会等に事業内容を説明及び周知すること。	<p>ア 関係する地元自治会等に対して、事業内容、本表に掲げる事業者が遵守すべき事項の具体的内容について、説明及び周知を行うこと。</p> <p>イ 事業者は、アの説明の状況について、地元自治会等説明実施報告書(別記様式第3号)を作成し、第5条の規定による届出書に添付し報告すること。</p>
(2) 集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策を講ずること。また、土砂の流出、地すべり等に対する防災対策を講ずること。	<p>ア 雨水排水について、設置区域を含む流域全体の流量を勘案し、河川、ため池等の管理者と事前に協議し、必要な排水対策を講ずること。</p> <p>イ 集中豪雨等から想定される雨水を安全かつ有効に排水できる対策として、排水路の改修や調整池等の設置を検討すること。</p> <p>ウ 森林伐採を伴う設置事業や、土砂災害警戒区域等の急傾斜地等での設置事業は、山地災害や河川の氾濫、濁水等の発生が懸念されるため、十分な雨水の排水対策や地盤等の状況に応じた安全かつ安心な防災対策の措置を講ずること。</p> <p>エ 設置区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合は、沈砂地の設置を検討すること。</p>
(3) 事業者以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等の柵を設置する等の防犯対策を講ずること。また、消防活動に配慮した防火対策を講ずること。	<p>ア 設置事業において、安全対策として事業者以外の者が立ち入らないようフェンス等の柵を設置すること。</p> <p>イ 発電設備の防犯対策として、LED照明、監視カメラ等を設置するよう努めること。</p> <p>ウ 設置区域を管轄する消防署と協議し、消防活動用の通路を確保する等、消防活動に配慮した発電設備を設置するよう努めること。</p>
(4) 設置区域の入口付近等に事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。	<p>ア 発電設備又はその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう敷地内入口付近の第三者から確認しやすい場所に発電設備の名称、設置場所及び発電設備の出力並びに管理者、発電設備の所有者等の名称及び連絡先の表示を行うこと。</p> <p>イ FIT 法第9条第3項の認定を受けた発電設備にあつては、国ガイドラインに基づいた表示を行うこと。</p>
(5) 発電設備が周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。	<p>ア 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>イ 発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環</p>

	<p>境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 発電設備からの反射光が周辺環境を害することのないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 周辺環境への影響を配慮し、除草等環境整備に努めること。</p> <p>オ 発電設備及びこれに付随する施設(フェンス等)が、建築基準法第42条第2項道路等の狭あい道路に面して設置される場合は、道路境界からできる限り後退し、交通流を阻害しないよう努めること。</p>
(6) 調和の取れた景観の形成となるよう必要な措置を講ずること。	<p>主要な道路や眺望点から視認できる場合には、周辺の景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるような措置を講ずること。</p>
(7) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講ずること。	<p>ア 設置区域外へ被害が及ぶ場合は、地元自治会等へ周知を行い、被害を最小限にとどめるとともに、その復旧を行うこと。</p> <p>イ 非常時等において、破損等により使用不能となった発電設備は、放置せず廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき産業廃棄物として速やかに適切な処理を行うこと。</p>
(8) 地元自治会等と調和を保つよう努めること。	<p>ア 設置事業にあたり、地元自治会等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会等に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>イ 地元自治会等からの苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応を取ること。</p>
(9) 設置区域の土地及び発電設備等の固定資産税に関し、設置完了後の課税状況の確認を行うこと。	<p>発電設備設置後の土地及び償却資産に関する固定資産税について、設置後の課税状況を事業者及び土地所有者等が認識しておくこと。</p>
(10) 発電設備を廃止した場合は、事業者の責任により撤去等、適正な処理を行うこと。	<p>ア 発電設備を撤去する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、速やかに、かつ、適正に処理を行うこと。</p> <p>イ 事業内容において、発電設備を廃止する場合における発電設備の処分方法をあらかじめ定めておくこと。</p>